

自転車の交通違反で反則金が課せられる?!

令和8年4月から

道路交通法が変わりました!

自転車に乗る方
必見!!



昨今の自転車における事故の増加や交通違反の多発を受け、自転車の危険な運転に対する新たな罰則が整備されました。これにより、自転車の違反は指導中心の対応から、軽微な違反にも自動車と同様の反則金が適用されることとなります。

この機会に、「交通反則通告制度(青切符)」への理解を深め、交通ルールをしっかりと守りましょう!

令和8年4月 道路交通法の新たな罰則について

自転車の交通反則通告制度(青切符)の導入

交通反則通告制度とは運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が終結されるという制度です。

出典: 警察庁ホームページ【自転車ルールブックより 令和7年9月】



Q 青切符の反則金はいくら?

例えば、日常の自転車の運転でしてしまいがちな違反と反則金は以下のようなものがあります。

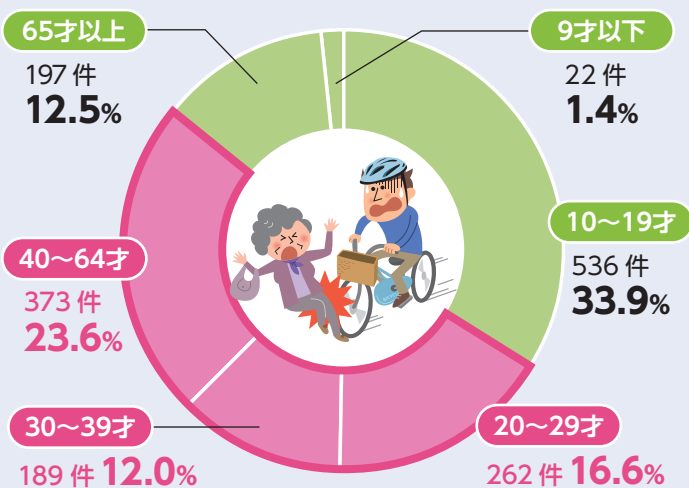
- 携帯電話を使用しながらの運転: 1万2,000円
- 信号無視: 6,000円
- 指定場所一時不停止: 5,000円
- 無灯火: 5,000円 など

Q 未成年も対象になるの?

はい。対象になります!

これまでは自動車やバイクに限定されていた制度ですが、軽車両である自転車も対象に加わることで、**16才以上の利用者**に反則金の納付義務が生じるようになります。

自転車事故の発生傾向は?



「歩行者事故・重傷事故」の加害者のうち、**20才から64才の年齢層の方が52.2%を占めています。**

自転車運転者の**2人に1人**が、皆さんと同じ働き世代になります。**重大な事故に対する備え**が必要です。

内閣府 令和5年 交通安全白書

<https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/index-t.html>

自転車の高額賠償事例 ~平成26年1月 東京地裁より~

信号無視した社員の男性46才の自転車が横断歩道を渡っていた75才の女性と衝突し、歩行者の女性が死亡した。

賠償金額
4,746万円

※出典: 兵庫県ホームページ「自転車事故による高額賠償事例」

自転車の交通ルールはどこで学べますか?

パナソニック保険サービスが配信するオンライン動画で自転車の交通ルールが学べます。この機会に、ご家族の皆さまも一緒に是非ご覧ください。

(動画時間: 15分9秒)

オンライン動画はこちら!



自転車での基本ルールはこれ! 「自転車安全利用五則」

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
「自転車及び歩行者の通行の優先順位は、道路法で定められています。」
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
「歩行者の通行優先順位は、道路法で定められています。」
- 3 夜間はライトを点灯
「夜間はライトを点灯し、安全確認を怠りません。」
- 4 飲酒運転は禁止
「飲酒運転は厳禁です。飲酒運転による事故は、重大な事故の原因となります。」
- 5 ヘルメットを着用
「ヘルメットを着用し、安全確認を怠りません。」

オンライン動画 (イメージ)



